

税務情報

国税庁 ― 所得合算ルールに相当する制度に係る通達の趣旨説明
の公表

2024 年度税制改正では、2023 年度税制改正で創設された、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにおいて合意された第 2 の柱に係るグローバル・ミニマム課税のうち所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）に相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（以下、日本版 IIR）について、OECD より公表された執行ガイダンスの内容や国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点からの見直しが行われました。

国税庁は 11 月 8 日、2024 年度税制改正における日本版 IIR の改正に対応して発遣された「[法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)」（2024 年 8 月 5 日付）^(*)（以下、「本通達」）に係る以下の趣旨説明を公表しました。

■ [令和 6 年 8 月 5 日付課法 2-21 ほか 2 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明](#)

8 月 5 日付で新設された通達や経過的取扱いについての解説がなされており、たとえば以下の趣旨説明が含まれています。

《18-2-1 の 2 構成会社等の所在地国における勤務割合が 50%を超える場合の特定費用の額》

2024 年度税制改正では、実質ベース所得除外額について、構成会社等の従業員等がその構成会社等の所在地国を含む複数の国・地域で業務を遂行する場合の特定費用の計算方法が明確にされました。本通達では、法令の規定や OECD から 2023 年 7 月に公表された執行ガイダンスの記載等を踏まえ、従業員等に係る勤務割合が 50%を超える場合には、その勤務割合を考慮せずに特定費用の額の計算を行うことが留意的に明らかにされているとともに、構成会社等の就業規則や労働契約その他これらに類するもの（以下、「就業規則等」）においてその従業員等の勤務等が行われる場所及び期間が定められており、かつ、その就業規則等の定めに従ってその従業員等に係る勤務等が行われていると認められる場合には、その就業規則等の定めに基づいてその勤務割合が 50%を超えるか否かの判定を行っても差し支えないことが示されています。

趣旨説明では、上記の「その他これらに類するもの」には、構成会社等とその構

成会社等の従業員の属する労働組合との間の労働協約又は構成会社等とその構成会社等の通常の業務（その構成会社等又はその構成会社等が属する特定多国籍企業グループ等の他の構成会社等の指揮命令を受けて行うものに限られます。）に従事する外部職員（独立請負人）との間の請負契約等が含まれることが解説されています。

《18-2-8 の 2 所在地国等財務諸表が作成されていない場合》

2024 年度税制改正では、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が日本以外の国・地域において①QDMTT 会計基準（QDMTT Accounting Standard）及び②整合性基準（Consistency Standard）のいずれも満たす自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合には、その対象会計年度のその構成会社等の所在地国に係るグループ国際最低課税額を零とすることができる QDMTT セーフハーバーが創設されました。上記の要件のうち、①QDMTT 会計基準は、自国内最低課税額に係る税に関する法令が一定の要件を満たすものであることとされており、本通達では、その一定の要件のうち、その特定多国籍企業グループ等に属するいずれかの構成会社等の所在地国等財務諸表が作成されていない場合の取扱いが留意的に明らかにされています。

趣旨説明では、たとえば、所在地国等財務会計基準に従っていない財務諸表が作成されている場合も「所在地国等財務諸表が作成されていない場合」に該当することに留意が必要であると解説されています。

(*) 改正通達の概要は、e-Tax News No.314「[国税庁 ― 所得合算ルールに相当する制度に係る通達の公表](#)」（2024 年 8 月 19 日発行）でお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.